

議案第 7 2 号

築上町乳児等通園支援事業所設置条例の一部を改正する条例の制定
について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

築上町長 古 市 照 雄

理由

乳児等通園支援事業の実施にあたり、特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準（令和 8 年こども家庭庁告示第 8 号）に基づき、利用料の減免基準を国の基準に合わせ、利用料を変更するため、条例の一部を改正し、併せて字句の整理を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

築上町条例第 号

築上町乳児等通園支援事業所設置条例の一部を改正する条例

築上町乳児等通園支援事業所設置条例（令和 8 年築上町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中「（1 に掲げる場合を除く。）」を削り、「1 及び 2」を「1」に、「1 から 3」を「1 及び 2」に、「60 円」を「100 円」に、「90 円」を「100 円」に、「150 円」を「100 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の築上町乳児等通園支援事業所設置条例別表 1 の 3 の項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

新旧対照表

○ 築上町乳児等通園支援事業所設置条例

新			旧		
別表 1 (第4条関係)			別表 1 (第4条関係)		
区分	利用料		区分	利用料	
1 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者である場合	1時間あたり <u>100円</u>		1 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者である場合（1に掲げる場合を除く。）	1時間あたり <u>60円</u>	
2 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項2号に掲げる所得割の額が7万7,101円未満である場合（ <u>1</u> に掲げる場合を除く。）	1時間あたり <u>100円</u>		2 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項2号に掲げる所得割の額が7万7,101円未満である場合（ <u>1</u> 及び <u>2</u> に掲げる場合を除く。）	1時間あたり <u>90円</u>	
3 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他町長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、町長がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合（ <u>1</u> 及び <u>2</u> に掲げる場合を除く。）	1時間あたり <u>100円</u>		3 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他町長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、町長がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合（ <u>1</u> から <u>3</u> に掲げる場合を除く。）	1時間あたり <u>150円</u>	
(略)			(略)		